

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

機 械 器 具 の 種 別	機 械 器 具 の 名 称	数 量	備 考

- [注] 1 機械器具の種別欄には、「管の切断用の機械器具」「測量用の器具」「堀削用の機械器具」「埋め戻し用の機械器具」の別を記入すること。
- 2 機械器具の名称欄には、金切り鋸等の「管の切断用の機械器具」、レベル・テープ等の「測量用の器具」、スコップ・つるはし等の「堀削用の機械器具」、タンパ等の「埋め戻し用の機械器具」その他これらと同等以上の機能を有するものを記入すること。
- 3 それぞれの機械器具の写真を添付すること。